

令和7年産島根県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和6年12月5日（木曜日）10時00分～11時40分

第2 開催場所：中国四国農政局島根県拠点 別館3階会議室

第3 出席者

（申請者・生産者）

カンドーファーム株式会社 企画・渉外担当 陣内 厚一郎
栽培担当 榎本 はるか

（登録検査機関）

一般社団法人 日本穀物検定協会
関西神戸支部業務部 島根駐在 駐在責任者 三島 昭博

（実需者）

株式会社みしまや 営業部 部長 錦織 俊

（行政機関）

島根県農林水産部 農山漁村振興課
農産振興係 係長 清水 学

（学識経験者）

島根県農業技術センター栽培研究部
作物科 科長 安達 康弘

（生産振興団体）

島根県農業協同組合米穀園芸部米穀課
課長 澤津 賀一

（中国四国農政局）

生産部生産振興課 課長補佐 宮前 智
安全管理専門職 荒尾 健一

第4 議事

1. 開会（農政局）

定刻となりましたので、只今から令和7年産島根県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。申請者である、

カンドーファーム（株）ですが、急遽出席頂く方が変更となり、2 名の方が出席予定ですが、1 名資料作成のため 30 分ほど遅れるとのことですが、議事進行に影響を及ぼさないので開始させていただきます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 申請内容の説明

（カンドーファーム株式会社（以下「申請者」という。）の説明）

ア 「はるみずき」及び「ふくほのか」の申請理由

本日、当社の代表が参加予定でありましたが、急用が入り欠席となりましたことお詫び申し上げます。

今回申請させて頂きました普通小麦 2 品種については、島根県で生産された小麦を地域の実需で製品化し販売を行うことを目的に「出雲の国小麦プロジェクト推進協議会」を設立し、肥料を含む資材供給、物流、製粉、卸売りの各業者で、生産から販売までを国内で一本化し、併せて、生産拡大することにより品質や供給量が安定するとの考えであります。

また、同時に試験栽培に取り組む生産者も現れ今後、県内生産と利用を拡大するために銘柄として設定したく申請しました。

その中で島根県に適した品種は何が適しているかと、「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）」との協議を行い、製パン用の品種として「はるみずき」、めん用の品種として「ふくほのか」の 2 品種のアドバイスを頂き、令和 6 年から本格的に栽培を行い、今年 12 月から、「はるみずき」を原料に「(株) みしまや（スーパーマーケット業）（以下「実需者」という。）」で、ホットケーキミックスの販売が決まっております。

また、製粉会社でどれぐらいの加工適性があるかを調べていただいた結果、若干タンパク質量が少なく、いくつか試作品を作っていただき、フランスパンのような硬めのパンに適性がある感じでございます。

「ふくほのか」を原料としためんを、学校給食で使用するべく今から来年度に向け、製粉会社も含めて、どういうふうに学校給食に関わっていくか具体的で前向きな話の段階にあるといった感じでございます。

・ 産地での農産物の特性および品種の特性

「はるみずき」は、「シロガネコムギ（比較品種）」よりも 2 日程度出穂及び収穫期が早く梅雨入りまでに収穫することが可能である。稈長は「シロガネコムギ」よりもやや長い、倒伏性に強い。子実量は「シロガネコムギ」と同程度と見込まれる。

一方、「ふくほのか」については、「農林 61 号」より成熟期が 3 日早く、「シロガネコムギ」と同程度。収量も「シロガネコムギ」「農林 61 号」よりも多収で製粉歩留まり、ミリングスコアが高く製粉性が優れている。排水良好なほ場での収量は 820 kg/10 a と当県での適性を確認することができた。

- ・ 両品種ともに、品種登録者は「農研機構」であり、育成者権の侵害行為は及ぼさない。
 - ・ 検査を行う予定機関は、一般社団法人の日本穀物検定協会（島根）です。
- 以上、拙い説明ではありますが、こういった感じでございますありがとうございます。

イ 品種鑑定上の特徴説明

（登録検査機関 一般社団法人 穀物検定協会（以下「穀物検定協会」という。）の説明）

銘柄鑑定については、申請のあった 2 品種の特徴ですが、
「はるみずき」について、粒形は「シロガネコムギ」より短いものの一般的な粒形かと感じました。色は「シロガネコムギ」よりも褐色である。粒張りか良く重みを感じる。縦溝の深さは、「シロガネコムギ」と比較してやや深く感じ、縦溝の幅は、若干やや広い。形質の充実度、粒ぞろい、粒形等も良い。
「ふくほのか」は「シロガネコムギ」と比較すると丸みを帯び、色は黄褐色である。「はるみずき」同様、縦溝の深さはやや深く感じ、縦溝の幅は若干やや広い。また形質の光沢もよく見えるので、品種鑑定は充分可能と考えます。

（農政局）

まず申請内容の説明を受けたところであります、実需様から何か発言ございましたらお願いしたいと思います。

（実需者）

県内でスーパーマーケットを展開しています「株式会社みしまや」です。

弊社としても、発売予定で商品を作っているところですけど、どうしてもやらないといけないところは、アピールだと思います。やっぱり小麦粉といっても、せんべいを作ったりパンを作ったり、いろんなものがあって、今後どんどん商品の良いところを、どういうふうに広めていくに当たって、産地品種銘柄登録であることが重要だと感じています。色々な商品があり、お客様の選択肢がある中で、一つ選んで頂ける商品であるところが非常に嬉しいかなと思います。

5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルの確認

6. 意見聴取

（農政局）

それでは、再開します。議題（3）の意見聴取に入りたいと思います。ご出席の方からの忌憚のないご意見を頂き、銘柄設定申請に対する判断としたいと思っております。

(農政局)

特にご発言がないようなので、私の方から島根県にお尋ねします。県として、今回申請のあった２品種が登録された場合は、今後の栽培における品種の置き換えは考えていますか。

(島根県)

今のところ考えていません。「出雲の国小麦粉のプロジェクト」は民間主導で行われており、既存品種への栽培影響は無いものとするが、もし栽培に適していることが分かれば、品所の置き換えを否定するものではない。

(農政局)

農業試験場の方向かありますか。

(学識経験者)]

今回申請のあった品種については、過去、試験栽培をした品種ではありますが、試験場として、まだ試験データの蓄積をしている状況なので、確定的な話は出来ませんが、有望な品種であると言えます。もちろんこの２品種だけを試験している訳ではないので、品種の置き換えに関して言及する立場にはないと思っています。

ただ当県での栽培に当たって、どうしても降雨による湿害は起きやすいので注意して頂きたい。

(生産者)

栽培に関しては、ほぼまったく知識が無い状況で栽培しており、今後可能でありましたら技術的支援を頂けましたら大変助かります。

(学識経験者)

今年の刈取りは、雨による被害はなかったか。

(生産者)

降雨入り前に刈取りは終わり、被害は全くなかった。

また、その為か品質は非常に高かったと思っている。ただ今年は、降雨により播種が遅れて、11月27日に行ったので心配はしている。

(学識経験者)

技術的支援については、考えさせて頂きたい。試験栽培と通常栽培ではかなり違う管理を行ったりするので、参考程度にしかならないと思うが私一人の判断では難しいのでお時間を頂きたい。

(農政局)

ありがとうございました、続きまして島根県農協にお伺いします。プロジェクトの中で栽培から消費までを一貫して行うと説明がありましたが、何かありますか。

(島根県農協)

確認させて頂きたいのは、カンドーファームの所在地は出雲地方で、農産物検査は穀物検定協会の方でお願いをすると聞いたが。同じ時期に検査を行うとなれば、島根県も東西に広く全てを穀物検定協会で検査が可能かどうか。単に検査が出来ない場合はJ Aさんお願いします。とかいうのは、ちょっと立ち戻っていただきたい。

過去にも、産地銘柄として表示出来ない米とかを、農家さんが勝手に自分で作りJ Aで検査を頼まれると、検査を行う銘柄の登録をしてないのでJ Aでは出来ません。とのトラブルもあった。

また、島根県は、小麦の作付けは少なく、多分現場の方もほとんど経験がない方ばかり、昔は検査を行っていた人間がいたりするが、登録検査機関での検査員に対する研修等も開催しなければならないので検査だけをお願いすると言ったことは考え直していただきたい。

(登録検査機関)

その件につきましては、私も同じ考えです。

私どもも検査員の数は少なく、東部地域を中心に農産物検査を行っている。日程が合えば西部地区へ出向いての検査も可能だが、その際は別途交通費等の費用を頂くことになる。

(申請者)

さっそく持ち帰って検査場所の設定等については考えます。

(農政局)

カンドーファーム様ご検討お願いします。

7. まとめ

(農政局)

他にご意見等ないようなので、「はるみずき」及び「ふくほのか」についての銘柄設定についての確認に入ります。只今、それぞれの立場からご意見を頂きました。農産物検査員の問題等ではありますが改めましてご確認させていただきます。

「はるみずき」及び「ふくほのか」について銘柄設定要件をクリアしている。品種特性、品質の状況等も問題なく、出席者の皆様からも特段の反対意見もない。ということで銘柄設定とすることは「適当」であると整理させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(参加者一同)

異議なし。

(農政局)

ありがとうございます。

後日、皆様から頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書と共に農林水産省農産局長へ報告をさせていただきます。農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年3月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規程の改正通知も送付させていただきます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布をさせていただきますので、申請者様には私どもに申請品種それぞれ1キログラム程度を提出頂くことになりますので、準備をお願い致します。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして島根県における「はるみずき」及び「ふくほのか」についての銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会といたします。

本日は、お忙しいところご出席頂き誠にありがとうございました。